

## 犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和5年4月27日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 讓		10番	松山 達美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	山崎 直人	事務局次長	宮田 隆志
統括主査	大川 佳紀	主任主査	北野 研吾
書記	中川 碧		

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

3番 小澤 正明	4番 日比野 真里
----------	-----------



議長 それでは、議案一覧表に基づきまして、第10号議案から第12号議案を上程いたします。

それでは事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 では説明させていただきます。

説明の前にまず本日お配りした資料の確認をお願いします。

まず、農業委員会総会次第と書かれたA4の用紙が1枚と、それから次に追加資料として、第11号議案の1ということで優良田園住宅とはと書かれているものが1枚。

それから犬山市農業委員会4月総会その他連絡事項というものと、それに付随して4枚綴りになった資料1と右肩に書かれている、ごめんなさい5枚つづりですね。資料1と書かれているものがあると思いますが、不足はございませんでしょうか。

はいすいませんちょっと一つ資料11号議案に追加しておりますので、ご確認をよろしくお願ひいたします。

では議案書の方ですね。

すいません議案書の方も、訂正がございまして。

議案書の表紙から1枚めくっていただいたところなんですが、農業委員会総会一覧表というものを、「1議案」とあって、「2報告」とありますてこの報告の番号がすいません誤っておりました。

「報告第4号」「報告第5号」と記載しておりますが、正しくは「報告第6号」と「報告第7号」となりますので、すみませんお手数ですが訂正をお願いいたします。

あともう1点ですね、8ページになるのですが、ちょっと今回から様式を新しくしまして、先の総会で申し上げたお話で利用権の要件の集積計画と配分計画と2本あったものが、1本にまとめられた関係で、様式を一つまとめて、使わせていただいるんですがそこの、タイトル8ページのタイトルで「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の

規定による農地利用集積計画」と書いてあって括弧書きで「貸し手から機構」と書いてありますが、これ貸し手から機構のものだけでなく、相対のものもありますので、ここはすみません横線で訂正して修正をお願いいたします。

8ページから、17ページにかかる部分ですけれども、これがちょっと機構に貸すものと相対のものを両方含んでおりますので、申し訳ありません。誤っておりますので、修正をお願いいたします。

では議案の方に入りまして、議案書1ページをご覧ください。

第10号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定についてです。

#### 【議案説明】

譲受人は [ ] に居住し、水稻と畑を耕作しています。

譲渡人は亡くなられた [ ] の相続財産管理人であり、農地を耕作できる人を探していたところ、申請地を耕作することが可能な譲受人と話がまとったため、本申請となりました。

譲受人は認定農業者であり、耕作に必要な農業機械を所有して適切に管理しており、農業技術及び農業経験も十分な水準であるため、許可相当であると見込まれます。

続いて議案書3ページをご覧ください。

第11号議案、農地法第5条の規定による許可申請書意見決定についてです。

続いて4ページをご覧ください。

#### 【議案説明】

なおこの優良田園住宅について、本日お配りした資料、追加資料の「第11号議案の1」と書いてあるもので、優良田園住宅とはというものをご覧ください。

資料に記載の通り、優良田園住宅は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律に基づいて、農山村地域や都市近郊などで、自然的環境を形成している地域で、犬山市の基本方針に適合し、一定の条件を満たした場合に、市街化調整区域にも住宅の建築が可能になるというものです。

犬山市の基本方針については、資料の裏面下段の記載、裏面下段に記載されています。こちらの緑の枠の中の4点に掲げる内容が定められています。

議案に戻りまして譲受人は現在、夫婦で [ ] の集合住宅で生活をしていますが、手狭であり、また自然と触れ合うことができる環境を求めて、移住先を探していたところ、申請地で優良田園住宅の建築が可能と知り、本申請をする運びとなりました。

地図資料の22ページ目の配置図をご覧ください。

申請地は西側が道路、南側が原野となっており、北側と東側は畠となっているため、畠の隣地同意書が添付されています。

北側と東側と南側は、コンクリートブロックを設置して、土砂の流出を防ぎます。また、雨水は集水柵で集めて、西側の道路側溝へ排出します。汚水は合併浄化槽で処理して、道路側溝へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は、裏面左側7番オー(ア) - bで、エー(ア) - b - (a)の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満のものに該当し、許可基準は、右側34番のオー(イ) - bで、30番のイー(イ) - g - (i)の優良田園住宅の建築の促進に関する法律第4条第1項の認定を受けた優良田園住宅建設計画に従って行われる同法第2条に規定する優良田園住宅の建設に該当します。

続いて番号 2 番。議案書番号 2 番ですね。

こちらは農振農用地区域除外の案件です。

#### 【議案説明】

借人は現在、■■■の賃貸住宅に妻と■■の長男と居住しております、長男の出生により現在の賃貸住宅では手狭となり、安心して子育てをするため、本家の南側にある申請地に分家住宅を希望することとなりました。

地図資料の 28 ページをご覧ください。申請地は道路と宅地に囲まれており隣地には農地はありません。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理をして道路側溝へ排水します。雨水についても道路側溝より排水します。

農地区分表をご覧ください。農地区分表は裏面左側 7 番オー(ア) - b で エ - (ア) - b - (a) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満のものに該当し、許可基準は、右側 34 番のオー(イ) - b に該当します。

続いて議案書 5 ページをご覧ください。番号 3 番

#### 【議案説明】

譲受人は、■■に本社をおく中古自動車の輸出入を行う法人で、事業の拡大により商品となる自動車の一時保管する置場所が不足しているため、今回の申請となりました。

地図資料の 33 ページをご覧ください。申請地の周囲は東側が道路、それ以外が山林に囲まれております、隣接する農地はありません。雨水は自然浸透により処理し、大雨等で処理しきれない場合は東側の側溝へ排水します。汚水の排出はありません。

農地区分表をご覧ください。農地区分は表面左側 2 番イー(ア) - a、概ね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、許可基準は、右側 10 番のイー(イ) - c -

(e) 住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

続いて議案書 5 ページの番号 4 番をご覧ください。

#### 【議案説明】

譲受人は、■に本社を置き土木建築業を営む法人で、業績は好調です。現在、申請地の北側及び東側に駐車場及び資材置場を設けていますが、駐車場が足りず、進入路に駐車している状況のため駐車場を確保するため、今回の申請となりました。

地図資料の 38 ページをご覧ください。申請地は、北側が道路、西側が雑種地、南側が宅地で、東側が田となっており、東側の田については土砂が流れ込まないようにコンクリートブロックを置き土砂の流出を防ぐ処置を行う計画で、隣地承諾書が添付されています。

雨水については砂利敷によって自然浸透させます。大雨で処理しきれない場合は、北側の道路側溝へ排出します。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左 12 番エー (ア) - b - (b) で、街区に占める宅地の割合が 40 % を超えている区域にある農地に該当します。許可基準は右側の 36 番エー (イ) で、許可をすることができる、に該当します。

続いて議案書 6 ページの番号 5 番ですね。

こちらも農振除外の案件です。

#### 【議案説明】

借人は、■で物流・倉庫業を営む法人です。事業規模の拡大に伴い従業員用の駐車場が不足しており、現在の不足分 19 台と、今後の増員予定の従業員の 28 人分の駐車場、合計 47 台分の駐車場の確保が必要となり今回の申請となりまし

た。

地図資料の 41 ページをご覧ください。

申請地の西側は道路、北側と東側は宅地と雑種地となっています。南側には田があるため、隣地の承諾書を添付しております。

申請地の周囲はコンクリートブロックを設置して土砂の流出を防ぎ、雨水は碎石敷きによる自然浸透で処理します。

農地区分表をご覧ください。

農地区分は裏面左側⑦番オー(ア)ー b で エー(ア)ー b ー(イ) の区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 ha 未満のものに該当し、許可基準は、右側 34 番のオー(イ)ー b に該当します。

続いて議案書の 6 ページの番号 6 番、こちらも農振除外の案件です。

#### 【議案説明】

事業計画者は [ ] に本社工場を置き、IoT 機器、車載用電子機器、電子基板の保護コーティングなどに使用するフッ素コーティング剤の開発、製造、販売を行う法人です。

近年、IoT 機器や住宅設備の高機能・電子化が進みさらに新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの急拡大による非接触型の IoT 機器の需要拡大、国際輸送の大幅な遅れによる国内生産材料の優先採用によって、フッ素コーティング剤の需要が拡大し、既存の本社工場のみではこれ以上の増産に対応ができないため新工場を建設することとなりました。

地図資料の 44 ページをご覧ください。

申請地の北側、東側、南側は水路と道路となっており、西側には田があるため、西側について隣地承諾書が添付されています。汚水は下水道へ接続し処理をします。雨水は地下貯留浸透施設で処理を行い、処理しきれない場合は側溝へ排出します。

また、敷地内には、一般工場棟、危険物製造所棟、危険物倉庫棟、休憩所棟、それから危険物の消防法上の十分な保有空地と従業員の駐車場を設置する予定となっており、危険物であるフッ素化合物の取り扱いがありますが、これについては危険物製造所棟、それから危険物倉庫棟の外へ出す際には、危険物が外部に出ることがないように処理をして安定な物質に変えてから移動を行う予定としています。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面左側の6番で、オ一(ア) - a - (b) で、鉄道駅から半径500m、延長した場合は1kmの円で囲まれる区域の宅地割合が40%を超える区域になる農地に該当します。許可基準は右側の34番オ一(イ) - b で、これは農地区分表の表面右側12番のイー(イ) - d - (e) の火薬庫及び火薬類の製造施設に類する施設に該当します

続いて議案書の7ページをご覧ください。

第12号議案、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

なお、先月の総会の説明にありましたように、これまでこの議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項と農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定で、農用地利用集積計画と配分計画の素案を別々の議案としていましたが、今回から一本化されることとなります。

今月の案件は、30件です。1番から28番までが農地中間管理機構の利用権設定、29番と30番は相対での利用権設定となります。

整理番号1番から4番が犬山地区、整理番号5番から7番が城東地区、8番から11番が羽黒地区、それから12番と13番が池野地区、14番から28番が楽田地区の案件となり、相対の方の29番については城東地区、30番については、羽黒

地区的案件となります。

中間管理機構から扱い手への配分については 18 ページ以降をご覧ください。

18 ページが [REDACTED]

19 ページが [REDACTED]

20 ページが [REDACTED]

21 ページが [REDACTED]

22 ページが [REDACTED]

23 ページと、24 ページが [REDACTED]

[REDACTED]

25 ページが [REDACTED]

26 ページが [REDACTED] となっています。

事務局からの説明は以上です。

議長

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局から議案の説明がございました。

この議案の説明につきまして、何かご質問等ございましたら、受けたいと思うんですが、よろしいですか。

質問ございませんでしょうか。

議長

それでは一つ私からお尋ねしてよろしいでしょうか。

すいません。

私ちょっと聞き洩らしたのかもわかりませんのでもし再度の説明だったら申し訳ございません。

第12号議案の1ですね。ごめんなさい第11号議案の1。

譲渡人は [REDACTED] から譲受人が [REDACTED] になる件ですが、これ、今、配布されました資料を見てみると、敷地面積は 300 m<sup>2</sup> 以上なんですね。で、今回のこの内訳見ますと、出てきた申請書の面積は 185 m<sup>2</sup> なんですね。ほんで、この地図を見ますと一体利用のものが無いといけませんので、当然のことながら、 [REDACTED] も同時に、所有権移転されてみえると思うん

ですが、その [ ] は今この議題として挙がってるんですが、[ ] は、いつどんな形で上がってくるんですか。

でなければ、[ ] と [ ] が、合筆にはならなくとも合わせて  $465\text{m}^2$  になってるはずですから、この議題だけで私はちょっと、今聞いておかしいなと思ったんですよ。

そしたら、[ ] のやつは、農地法の第3条でやるのか、それとも5条でやるなら、[ ] と [ ] は、こん中に入ってきて、その中の一部利用として、[ ] の  $185\text{m}^2$  が、建物は建ちますわということなら私はわかるんですよ。

ただ、 $185$ ってポンと出されたら、これ、優良住宅のこの資料からいっても、敷地  $300\text{m}^2$  以上というのは、該当しないと思うんですが、いかがでしょうか。

ちょっとご説明をいただきたいと思います。

事務局 はい。

ただいまの会長の質問にお答えします。

おっしゃる通り [ ] のほかに、[ ] を合わせて優良田園住宅ということで建築を予定しております。

ただ農地であるのは、[ ] 、畑ということです。で、[ ] は原野となっており農地法の許可の対象とはならないため、今回の議案には載っておりませんが、建築の計画として先ほどおっしゃった通り、一体利用地として  $280\text{m}^2$  。これが [ ] の土地となっておりますので、建築の計画としては一体利用で、 $465\text{m}^2$ 。 $300\text{m}^2$  を超えているということなんですが、農地法の許可の対象となるのは、こちらの  $185\text{m}^2$  の畑の部分だけが許可の申請が出ているという形になります。

事務局 補足させていただきますと、[ ] は登記の地目現況とともに原野ということで、農地法の許可がいる土地ではないので今回農業委員会の議案の方には、記載がされていないということになります。

副議長

であれば、要するに、農地の中に建てるというのは前提じゃないんですか。原野でも山林でも優良田園住宅となるんですか。それ僕今聞いて思ったんだけど。要するに農地でないところ、山林とかなんかでもですね。優良田園住宅としての許可ができるんですかっていうこと、ちょっと知りたい。

事務局

はい吉原副会長の質問にお答えします。

結論から先に申し上げますとできますということになるんですが、この農業委員会の許可に先立って、優良田園住宅というものにまず該当するかどうかという協議が、これは都市計画の方のことになりますが、そちらで行われております。

その際に、この条件であれば、優良田園住宅となるだろうということで、議案書の4ページのところに記載されています、転用計画の部分ですね、の中で、優良田園住宅の建設設計画認定書というのが添付されている状態なっております。

事務局

一部補足させていただきますと、本日お配りした資料の中にはないんですけども、こちらの優良田園住宅の要件が緩和されている場所ということエリアということになるんですけども、そちらを指定しているのは都市計画のマスタープランの中において、こちらの [ ] の一部分が、優良田園住宅を建てることができる地域として設定されています。その設定されてる地域の中には農地もあれば、今回のこういった原野という土地もございますので、そういった意味では農地に限らず、建てることができるということになります。

すいません失礼しました [ ] と [ ] ということで指定されておりますので、失礼いたしました。

議長

ありがとうございます。

同じ市街化調整区域の中にあったとしても、地目が違うから、農地じゃないから、農地農業委員会にかける必要はないん

だと、いう答えですね。だそうでございます。

はいありがとうございました。

そうしましたら他にご質問とかご意見。

ございませんでしょうか。

議長

質問意見もないようでございますので、ここで地区審議に入っていただきたいと思います。

時間としては約15分いただきたいと思いますので、再開は3時からというふうにお願いいたします。

なお、この司会でございますが、私が楽田地区の案件で、■

■の案件もありまして、私は楽田地区の委員として意見を発表させていただきますので、ここからは再開後は、吉原副会長さんに司会をお願いしたいと思っております。

吉原副課長よろしくお願いいいたします。

そういうことで地区審議をお願いいたします。

再開は3時ということで、よろしくお願いを申し上げます。

午後2時45分 地区審議

午後3時00分 開議

副議長

それではただいまより議長を変わりまして、私が進めさせていただきます。

ただいまより総会を再開いたします。

第10号議案に入りますが、本議案には寺澤委員が申請者となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律第31号、1項により寺澤委員はしばらくの間、ご退席お願いたします。

それでは、第10号議案、農地法第3条の規定による許可申請書許可決定について、意見の決定を求めます。

1番について羽黒地区、お願いいいたします。

吉野委員

8番吉野幹雄です。

整理番号 1 番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

副議長 はいありがとうございました。

ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がありました。

これで全委員さんにお諮りをいたします。

第 10 号議案、別紙申請事項について意見の決定を、可と決定してよろしいでしょうか。

全委員 異議なし

副議長 ありがとうございました。

それでは本議案について可と決定いたしました。

寺澤委員は席へお戻りください。

副議長 続きまして、第 1.1 号議案、農地法第 5 条の規定による許可申請書、意見決定について、意見の決定を求めます。

1 番から 4 番について城東地区お願いをいたします。

日比野委員 4 番、日比野です。

1 番から 4 番まで審議の結果、可といたします。

副議長 はいありがとうございました。

5 番について羽黒地区よろしくお願ひいたします。

吉野委員 8 番吉野幹雄です。

整理番号 5 番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

副議長 はい。

ありがとうございました。

6 番について楽田地区お願ひいたします。

松山委員 はい。楽田です。

6番について慎重審議いたしました結果、可と認めます。

副議長 只今お聞きの通り地区審議の結果発表がございました。

ここで全委員さんにお諮りをいたします。

第11号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議員 ありがとうございます。

それでは本議案について可と決定いたしました。

続きまして第12号議案に入りますが、本議案は高木正己委員、寺澤委員、伊藤委員が申請者となっている案件がございますので、農業委員会等に関する法律31条第1項により、高木正己委員、寺澤委員、伊藤委員はしばらくこの間ご退席をお願いいたします。

副議長 それでは第12号議案、農地経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、意見の決定を求めます。

1番から4番について犬山地区、お願いいいたします。

今井委員 1番今井。

1番から4番について審議の結果、可といたします。

副議長 はい。

ありがとうございます。

5番から7番と29番について城東地区お願いいいたします。

- 小澤委員 はい。  
3番、小澤です。  
5番6番7番、及び29番について可とします。  
以上です。
- 副議長 ありがとうございました。  
8番から11番について羽黒地区お願ひいたします。
- 吉野委員 8番吉野幹雄です。  
8番から11番及び30番につきましては、地区審議の結果、可といたします。
- 副議長 はい。  
ありがとうございました。  
続きまして12番から13番について、池野地区お願ひいたします。
- 澤野委員 6番澤野です。  
整理番号12番13番について地区審議の結果、可といたします。
- 副議長 はい。  
ありがとうございました。  
14番から28番について楽田地区お願ひいたします。
- 松山委員 ただいまの番号につきまして審議の結果、可と認めます。
- 副議長 ありがとうございました。  
ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。  
ここで全員さんにお諮りをいたします。  
第12号議案、別紙申請事項について、意見の決定を、可と

決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 ありがとうございます。  
それでは本議案について、可と決定いたしました。高木委員、寺澤委員、伊藤委員は席へお戻りください。

ありがとうございました。  
それでは続きまして報告事項について事務局よりお願ひいたします。

事務局 報告させていただきます。  
議案書の 27 ページをご覧ください。  
報告第 6 号、農地法第 4 条第 1 項、第 18 号の規定による農地転用届け出書受理について、今月の報告は 3 件です。  
続いて議案書の 29 ページをご覧ください。  
農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について、今月の報告は 5 件です。  
報告は以上です。

副議長 ありがとうございました。  
ただいまの報告について、ご質問等ございましたら。

小澤委員 17 ページの 30 番ですが [REDACTED]。これって頭に社会福祉法人とか何もついてないんですね。一種か二種か、羽黒の案件ですが、法人名がないもんで、それをちょっと。

事務局 ただいまの小澤委員の質問について説明させていただきます。  
議案書に記載の [REDACTED] は、[REDACTED] さんの住所、アパート名とかと一緒に住所として記載されておりま

す。 [REDACTED] を運営してるのは、 [REDACTED]  
[REDACTED] が運営しております。以上です。

小澤委員 あの住所は、 [REDACTED] ということであれば、その [REDACTED] というのは、例えば医療法人に病院があるんだけど、医療法人何々とかを書かないかんわけね。ここは [REDACTED] という法人名を書いて。代表者名と、住所。

事務局 すいません。ここは、 [REDACTED] さんが住んでいる場所が、 [REDACTED] という建物に住んでいるということです。入居してみえる、入居者として居住してみえるということです。

小澤委員 入居者、そんで、相続人は [REDACTED] さんは、お1人だよね、わかりました。

副議長 よろしいですか。それでは、これにつきまして、本日の会議は終わらせていただきます。

次回総会は、2023年5月26日金曜日、午後2時より犬山市役所2階、205号会議室で開催予定でございます。

長時間ありがとうございました。